

酒田市こども計画【令和7～11年度】（案）〔概要版〕

計画の構成

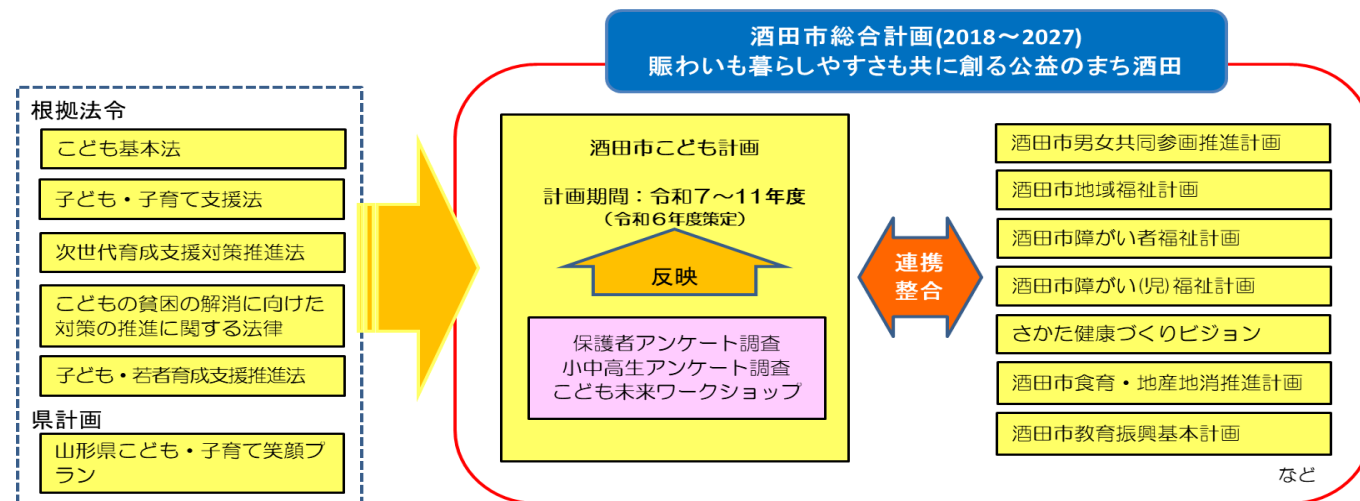
- 第1章 計画の概要
- 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 こども・子育て支援施策
- 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業
- 第6章 計画の推進

第1章 計画の概要

◎趣旨

すべてのこども・若者、子育て世帯が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる酒田市の実現を目指す。

◎位置づけ



◎対象

すべてのこども・若者とその家庭及び本計画の施策に関係する事業者や地域等を対象とします。

※「こども」は、心身の発達の過程にある者。

※「若者」は、18歳以降おおむね30歳未満（青年期）。施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象。

※「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ること明確にする場合は特に「若者」の語を用いる。

《参考》子ども・子育て支援事業債（令和6年度創設）

地方団体がこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう創設されたもの。地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する事業が起債対象となる。

○財政措置／充当率：90％ 交付税措置率：50％（機能強化を伴う改修）又は30％（新築・増築）

○事業期間／令和10年度までの5年間

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

◎本市の現状

・**人口**は、出生数（R5／431人）の減少と死亡数（R5／1,865人）の増加により人口の減少が続いています。令和10年頃には8万人台になる見込みです。

・**合計特殊出生率**は、低下傾向（R2／1.36、R4／1.22）にあり、令和4年は国・県を下回りました。

・**三世帯同居の割合**（R2／12.1％）は、全国1位の山形県の平均（R2／13.9％）より低くなっていますが、全国類似都市の平均（R2／6.5％）を大きく上回っています。

・**夫婦共働きの割合**（R2／57.6％）も、全国類似都市の平均（R2／54.1％）を上回っています。

・**女性の就業率**は、15歳～59歳のすべての年齢層で上昇しています。結婚・出産時期にあたる20代後半から30代にかけては、就業率が低下する傾向が見られます。（R2／〔25～29歳〕91.8％、〔30～34歳〕88.2％、〔35～29歳〕89.6％）

・**年少人口**（0歳から14歳）は、減少が続いています。就学前児童数の減少に伴い、保育所や認定こども園などに通園している児童総数は減少していますが、1歳・2歳の通園児割合は上昇しています。

・**児童虐待の相談・認定件数**は、全国的には増加していますが本市においては年により増減があります。（認定件数 R2／41件、R3／12件、R4／15件、R5／32件）

◎第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

○計画期間（令和2～6年度）中の主な成果

・こども家庭センター「ぎゅっと」の設置

令和5年度から、こども未来課内に子ども・家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの機能を併せ持つこども家庭センター「ぎゅっと」を設置し、母子保健、児童福祉、発達支援の専門職（保健師、社会福祉士、助産師、臨床心理士等）を配置することで、妊娠期から子育て期まで一体的に相談を受けられる体制となった。

・子育て支援医療の対象拡大

令和5年7月から子育て支援医療費助成の対象を従来の中학생までから高校卒業年齢までに拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減につながった。

・休日保育の実施

令和3年度からみなと保育園において休日保育事業を実施し、子育て世帯の就労支援の充実を図った。

・小中一貫教育の推進

非認知能力にあたる「根の力」の育成を合言葉に小中一貫教育を推進したことで、諸調査における関連項目において児童生徒の肯定的な回答が増えている。

○数値目標の達成状況（主なもの）

指標等		計画策定時 (平成30年度)	目標	達成状況 (令和6年度)
1	子育てに関して不安感や負担感を持つ割合	39%	35%	67%
2	希望通りに保育サービスを利用できたと感じる割合	73%	80%	82%
3	若者が酒田で生活や子育てをしたいと感じる割合	25%	28%	26%
4	妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度	51%	56%	55%
5	子どもの教育環境が整備されていると感じる割合	54%	59%	54%
6	子育て世帯にやさしい環境づくり(道路、公園、トイレ、駐車場等)を進めていると評価する割合	48%	53%	35%
7	女性が出産後も仕事を継続している割合	72%	79%	66%
8	特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合	38%	42%	35%

※3は高校生を対象としたアンケート調査、3以外は保護者を対象としたアンケート調査の結果。

1 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

現計画策定時に比べて大幅に増え、特に未就学児の保護者は75%と高い割合になっています。不安や負担を感じる内容は、子どもの年齢区分のすべてにおいて「子育てで出費がかさむ」が最も多く「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体の疲れが大きい」がそれに続いています。経済的な負担感が大きいことがうかがわれることから、さまざまな形で負担の軽減を進めることが求められています。

2 希望どおりに保育サービスを利用できたと感じる割合

現計画策定時から9ポイント上昇し目標達成となりました。一方、利用できていない（できなかった）保育サービスで多かったのは「病児・病後児保育」「延長保育」「学童保育」の順となっています。子育て世帯の家庭環境に対応したサービスを充実する必要があります。

3 若者が酒田で生活や子育てをしたいと思う割合

現計画の策定時から1ポイント上昇しています。したいと思う理由は「自然環境が豊か」が最も多く、「家族と一緒にいたい」「人情味がある」がそれに続いています。一方、思わない理由は「交通の便が悪い」が最も多く、「希望する職業に就けない」「買い物などが不便」「町に活気がない」がそれに続いています。なお、中学生・小学生にも調査しており、したいと思う割合はそれぞれ40%・48%という結果でした。高校生と中学生との差が大きくなっていること、高校生では「わからない」が4割を占め最も多いことが特徴として挙げられます。

第3章 計画の基本的な考え方

◎基本理念

こどもは社会の希望であり、未来の社会を創る力です。そして、家庭はこどもがその後の人生を歩んでいく上での生きる力や人格形成の基礎を築く出発点であり、原点です。

すべてのこどもたちの健やかな育ちを保障し、子育て支援や人口減少対策を推進していくことは、こどもや保護者が幸せを感じる社会の実現につながることはもとより、将来の社会の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会や地域全体の目標であり、共通の課題です。

このことを踏まえ、すべてのこども・若者、子育て世帯が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる酒田市の実現を目指します。

◎重視する視点

- (1)こどもの幸せを実現する視点
- (2)未来の社会の担い手育成の視点
- (3)保護者に寄り添う視点
- (4)仕事と生活の調和の実現の視点
- (5)地域社会全体による支援の視点

《参考》こども施策に関する基本的な方針

（こども大綱より抜粋）

○こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
○こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
○こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

◎目標と体系

【2つの目標】

生きる力と豊かな心で
たくましく未来をつくる
酒田のこども・若者

家庭 地域 社会
みんなで支え 育むまち
酒田

第4章 子ども・子育て支援施策(具体的施策、評価指標及び目標数値)

- (1)こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり
- (2)次代を担う若者を支援する環境づくり
- (3)子育て世帯の健康を守る環境づくり
- (4)子育てしやすい環境づくり
- (5)地域で子育てを支援する環境づくり

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(利用者数の見込みと提供体制の確保)

- (1)教育・保育提供区域の設定
- (2)幼児期の教育・保育(利用者数の見込みと提供体制の確保)
- (3)地域子ども・子育て支援事業(利用者数の見込みと提供体制の確保)
- (4)幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第6章 計画の推進

- (1)役割
- (2)点検、評価

第4章 子ども・子育て支援施策（具体的施策、評価指標及び目標数値）

◎具体的施策（主なもの）

○施策の方向性1 こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり

・基本施策1 こどもの生きる力の育成

- 小中学校教員のための研修会を充実させ、指導力の向上を図ります。
- 小中一貫教育で「根の力」を合言葉に児童生徒の主体的企画運営による多様な活動を推進することで、非認知能力を育成します。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用します。

・基本施策2 配慮を必要とするこどもへのきめ細かな支援

- 要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議や実務者会議を開催して関係機関との連携・支援体制を充実させます。
- 臨床心理士等による保育所、認定こども園訪問を充実します。（育ちのサポート事業等）
- 在住外国人と市民が互いの国際理解を深めるための各種交流事業の開催や、日本語教室・相談窓口の開設により、外国籍等の方も子育てしやすい環境づくりを進めます。

・基本施策3 こどもの貧困対策の推進

- 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度を周知します。
- ひとり親家庭等のこどもを対象とした学習支援教室を実施します。
- 大学等の受験費用及び大学・高校等受験に向けた模擬試験費用を支援します。

○施策の方向性2 次代を担う若者を支援する環境づくり

・基本施策1 若者の暮らしの希望がかなう環境の整備

- 市長・若者カフェミーティングの実施など若者との意見交換を推進します。
- 講座の開催等によりアントレプレナーシップ（起業家精神）を備えた人材育成を推進します。
- 新規に婚姻した世帯に対し、新生活開始時の住宅費用等を支援します。

・基本施策2 若者の移住・定住の促進

- 東北公益文科大学をはじめとした大学等の卒業生を対象に、奨学金の返還に対する支援を行います。
- 移住に関する情報発信や移住体験の機会の提供を行います。
- 移住を検討している方にお試し住宅やリモートワークの支援を行います。

○施策の方向性3 子育て世帯の健康を守る環境づくり

・基本施策1 安心して妊娠、出産ができる体制の整備

- 公的医療保険が適用となる生殖補助医療費（男性不妊治療、併用先進医療を含む）への助成を実施し、不妊治療費の負担軽減を図ります。
- 面談による伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う妊婦等包括相談事業を実施します。
- 産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査への助成を実施し出産後の相談を充実します。

・基本施策2 親子の健康の増進

- 3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、9か月児相談、2歳児歯科健診を実施し、相談支援や関係機関との連携を図ります。
- 各種予防接種の実施、また予防接種の正しい情報の提供と接種率の向上促進に向け、健康診査等での接種状況の確認、勧奨と個別通知による勧奨を行います。
- 地域子育て支援拠点施設での食育講座や食に関する学習機会を拡充し、情報提供を行います。

○施策の方向性4 子育てしやすい環境づくり

・基本施策1 子育て世帯にやさしく安全な生活環境の整備

- 道路改良事業や側溝整備事業などの大規模改修において、ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間等のバリアフリー化を推進します。
- 子育て世帯の親子を対象とした救急講習会の開催等により小児救急対応の周知を図ります。

・基本施策2 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現

- 市民向けの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や家事・育児参画に関する学習機会を充実します。
- 誰もが働きやすい職場づくりや女性活躍、外国人材・高齢者・障がい者の雇用に取り組む事業所や民間団体の事例の情報収集と提供を行います。

○施策の方向性5 地域で子育てを支援する環境づくり

・基本施策1 地域における子育て支援の充実

- こども家庭センターにおいて、子育ての各時期に応じた相談、支援の充実に取り組みます。
- こども・若者の多様な人格・個性を尊重するとともに、権利を保障し最善の利益を図る気運のを醸成します。
- 保育所等において、保育所等を利用していない乳幼児に遊びや生活の場を提供する乳児等通園支援事業を実施します。

・基本施策2 こどもと保護者の居場所づくりの推進

- 学童保育所の待機児童が解消するよう、地域の需要を捉えながら学校の余裕教室を利用するなどの検討を行います。
- 天候に左右されずにこどもが遊べる場づくり（児童遊戯施設等）を進めます。
- 地域での教育力向上に関わる各種事業への支援、地域人材を活かした事業などの充実を図ります。

◎評価指標と目標数値（主なもの）

評価指標	計画策定時 （令和6年度）	計画終了時 （令和11年度）
全体		
子育てに関して不安感や負担感を持つ割合（保護者アンケート）	67%	60%
施策の方向性1 こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり		
子どもの教育環境が整備されていると感じる割合（保護者アンケート）	54%	59%
施策の方向性2 次代を担う若者を支援する環境づくり		
将来、酒田で生活や子育てをしたいと思う割合（高校生アンケート）	26%	29%
施策の方向性3 親と子の健康を守る環境づくり		
妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度（保護者アンケート）	55%	61%
施策の方向性4 子育てしやすい環境づくり		
女性が出産後も仕事を継続している割合（保護者アンケート）	66%	73%
施策の方向性5 地域で子育てを支援する環境づくり		
どこかに助けてくれる人がいると思う割合（小中高校生アンケート）	84%	92%

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（利用者数の見込みと提供体制の確保）

◎幼児期の教育・保育

	内容	提供施設・事業
保 育	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護し、教育を行います。	保育所、認定こども園、地域型保育事業
教 育	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。	認定こども園

◎教育・保育提供区域の設定

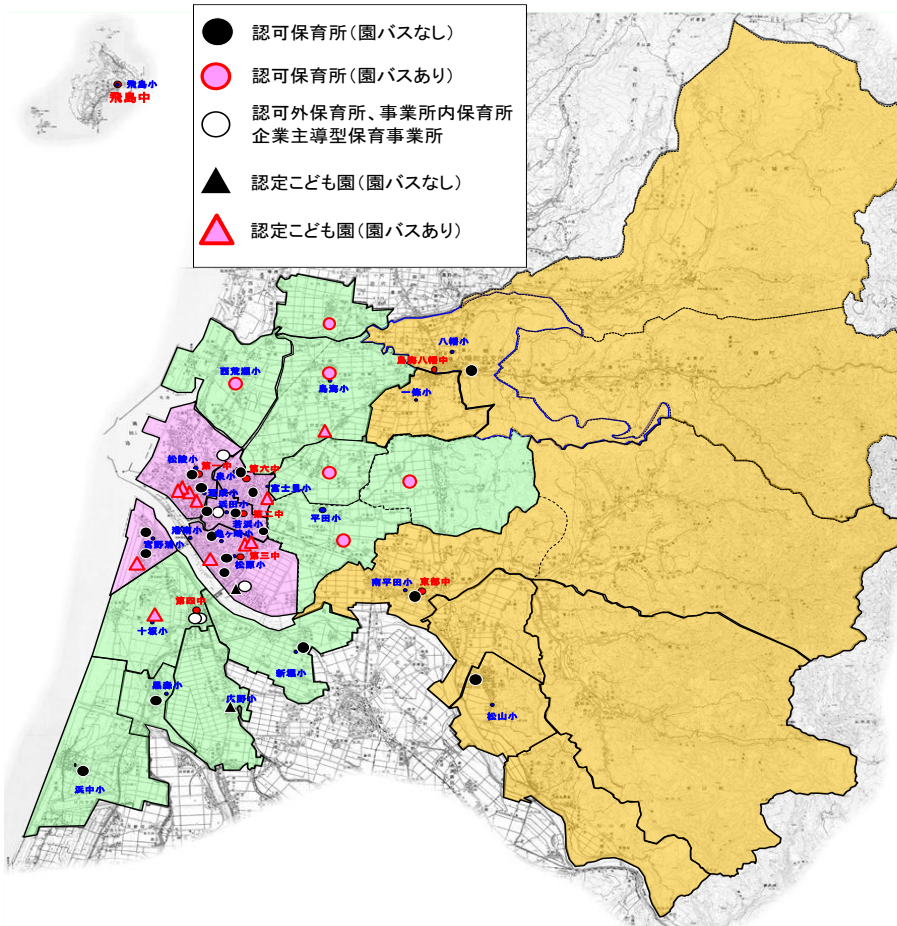
【提供区域】

地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況、施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して提供区域を設定するもの。

◆市全域を一つの提供区域に設定(これまでと同じ)

(理由)

- ①本市の場合、移動手段は自家用車が主であり、施設を選択する際の理由も近い・遠いだけでなく、通勤経路や施設の方針、開所時間など多岐にわたっていること
- ②施設の分布が人口の分布と整合性がとれていること
- ③現在も市全域で入所調整を行っている中で待機児童が発生していないこと



◎幼児期の教育・保育（利用者数の見込みと提供体制の確保）

保育所、認定こども園、地域型保育事業

（現状と見込み）
□3～5歳児の人口減少により、施設の利用者数は減少していく見込み。
□0～2歳児の利用率は6割～7割で推移しており、市街地の低年齢児の利用が増加の可能性あり。

（今後の方向性）
☑特に低年齢児の受入に対応できるよう保育士の確保に努める。
☑3～5歳児の利用者数が減少する見込みのため、年齢区分ごとの定員の見直しも含め適正な定員管理を図る。
☑新たな施設の設置・拡充が難しい状況において特に市街地での低年齢児の利用に対応するため、既存の事業所内保育施設等の地域型保育事業との連携を推進する。

			R7（1年目）				R8（2年目）				R9（3年目）				R10（4年目）				R11（5年目）				
			0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳		
						うち1号				うち1号				うち1号				うち1号				うち1号	
利用者 数の見 込み	自市町村の 子ども	A 自市町村施設を利用予定の子ども	305	693	1,494	239	295	661	1,412	226	286	668	1,327	212	274	646	1,259	201	265	624	1,204	192	
		B 他市町村施設を利用予定の子ども	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	
	C 他市町村の子ども		6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	
	① 合計(A+C)		311	701	1,504	243	301	669	1,422	230	292	676	1,337	216	280	654	1,269	205	271	632	1,214	196	
提供量 の確保	特定教育・ 保育施設	自市町村施設	D 自市町村の子どもの 受入れ	323	815	1,722	294	301	767	1,628	276	291	741	1,572	266	278	708	1,503	254	267	680	1,444	244
			E 他市町村の子どもの 受入れ	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4
		F 他市町村施設での受入れ		4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3
	確認を受け ない幼稚園	自市町村施設	G 自市町村の子どもの 受入れ																				
			H 他市町村の子どもの 受入れ																				
		I 他市町村施設での受入れ																					
	地域型保育	自市町村施設	J 自市町村の子どもの 受入れ	6	14			6	14			6	14			6	14			6	14		
			K 他市町村の子どもの 受入れ																				
		L 他市町村施設での受入れ																					
	M 企業主導型保育施設の地域枠		15	36	9		15	36	9		15	36	9		15	36	9		15	36	9		
	N 認可外保育施設等（※）																						
	O 幼稚園及び預かり保育 一時預かり事業 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業																						
	P その他（ ）																						
② 合計(D+E+G+H+J+K+M+N+O+P)		350	873	1,741	298	328	825	1,647	280	318	799	1,591	270	305	766	1,522	258	294	738	1,463	248		
②-① 需給ギャップ		39	172	237	55	27	156	225	50	26	123	254	54	25	112	253	53	23	106	249	52		
Z 推計人口		403	864	1,513		390	824	1,430		378	832	1,344		362	805	1,276		350	777	1,220			
保育（教育）利用率（（A+B）／Z）		76.7%	80.7%	99.3%	16.0%	76.7%	80.7%	99.3%	16.0%	76.7%	80.8%	99.3%	16.0%	76.8%	80.7%	99.3%	16.0%	76.9%	80.8%	99.3%	16.0%		

◎地域子ども・子育て支援事業（利用者数の見込みと提供体制の確保）（主なもの）

事業名	事業概要	今後の方向性	量の見込みと提供量の確保	
			令和7年度	令和11年度
地域子育て支援拠点施設	乳幼児と保護者のために、子育て相談、情報提供、助言等の援助を行うほか、相互交流を推進する拠点を運営する。（令和6年度：常設型7箇所、出張型1箇所）	児童センター、子育て支援センター、つどいの広場での事業を継続します。出張型つどいの広場の実施等により、拠点施設がない地域の利用環境も整備します。	利用者数 44,007人	利用者数 36,284人
乳児家庭全戸訪問事業	保健師等がすべての出生児の家庭を訪問し、こどもの発育状態の確認や母親の育児不安等に対しての必要な助言や子育てに関する情報の提供により、安心して育児ができるよう支援する。	乳児と保護者の状況を把握するとともに、安心して育児ができるように必要な支援や助言を行います。特別な支援が必要と認められる場合は、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげます。	訪問件数 403件	訪問件数 350件
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育できない場合や配偶者の暴力により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する。	従来のショートステイに加え、平日夜間・休日に養育・保護を行うトワイライトステイにも対応します。ひとり親家庭や就業形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。	利用者数 39件	利用者数 39件
一時預かり事業 （保育所等における 在園児以外の預かり）	保護者の急用などにより一時的に家庭で面倒をみるのが困難になったこどもを、保育所やつどいの広場などで預かり、保育する。	保護者の就労や子育てに伴う心理的、身体的負担の解消等の理由によるニーズも含め対応します。休日保育事業による一時預かりも実施します。	利用者数 1,855人	利用者数 1,566人
病児保育事業	病気や病気の回復期で集団保育が困難な児童を病児・病後児保育所（1箇所）で一時的に保育する。通常の病児・病後児保育に加え、病児送迎サービス及び受診付添いサービスも実施。	こどもが病気になった時に安心して過ごせる保育を提供していきます。庄内北部定住自立圏形成協定に基づく協定自治体の相互利用も継続します。	事前登録者数 260人 利用者数 549人	事前登録者数 220人 利用者数 464人
放課後児童健全育成事業	小学校の放課後や長期休業期間、土曜日などに、保護者が不在となる小学生について、適切な遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図る。（令和6年度：25箇所）	支援の単位（保育を提供するグループ）を概ね40人以下となるように努めます。待機児童が発生している学区は、ニーズや児童数の推移等を見ながら学校の余裕教室やコミュニティセンターなどの地域資源の活用を検討します。	利用者数 1,340人	利用者数 1,310人
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して助産師等による心身のケアや育児サポート等の支援を行う。宿泊型と通所型は産後4カ月未満、訪問型は産後1年未満まで利用が可能。	産後も実家に里帰りをしない、祖父母の就業により支援が期待できない等の理由から、利用者数は増加しています。ニーズや新規参入事業者の動向を踏まえ委託先等を検討します。	利用者数 222件	利用者数 201件

第6章 計画の推進

◎ 役割

○市

子育て支援の総合的な調整機関として、こども計画を策定し、市が実施する施策に加え市民や事業者が行う活動を支援し、連携しながら地域社会全体で取り組みを推進する。なお、取り組みの推進にあたっては、効果的な情報発信に努める。

○保護者

家庭においてこどもの養育や教育を行うとともに、地域活動などに参画しコミュニティの中でこどもを育てていく。

○子育て支援関係事業者

施設の地域開放などを通じて、こども・保護者・地域・施設等の連携を図ることにより、地域における子育て支援の中核的な役割を担う。

○一般事業者

長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場づくりなど、労働者が職業生活と家庭生活を両立できる就業環境の整備を進める。

○地域

地域に暮らすこどもが健やかに成長するよう、思いやりの心をもって見守るとともに、子育て支援の活動に参画する。

◎点検、評価

P D C Aサイクルに基づき進行管理を行います。酒田市子ども・子育て会議等において、施策の実施状況等の点検・評価を毎年行い、必要に応じて事業等の見直しを行います。（施策の実施状況については市ホームページに掲載し公表します。）

